

建築士事務所の監督処分一覧

処分年月日	建築士事務所の 名称	建築士事務所の 所在地	開設者の氏名(開設 者が法人の場合は 開設者の名称及び その代表者の氏名)	一級・ 二級・ 木造の 別	登録番号	監督処分の 内容	監督処分の原因となった事実
令和7年3月19日	一級建築士事務所 エム アーキテクト	兵庫県伊丹市南野北 3丁目9-25-2-C	宮地 正一	一級	第01A04647号	戒告	左記建築士事務所の管理建築士は、令和7年1月14日付けで、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により、近畿地方整備局長から戒告処分を受けた。 このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。
令和1年11月26日	昭和住宅株式会社 一級建築士事務所	加古川市平岡町新在家 117番地	昭和住宅株式会社 代表取締役 湖中 正泰	一級	第01A02451号	戒告	左記建築士事務所の管理建築士であった建築士は、令和元年8月27日付けで、建築士法(昭和25年法律第202号)第10条第1項の規定により、国土交通大臣から戒告処分を受けた。 このことは、建築士法第26条第2項第4号に該当する。